

緊急時における安全管理措置の取扱いについて

平時におけるマイナンバーの取扱いについては、番号法第 12 条により、安全管理を講ずることとされているが、緊急時における安全管理措置（本件においては、避難所入退におけるリスク対策）を考慮し、特に物理的セキュリティ、人的セキュリティについて緊急時の対応を定めるよう平時から準備すること。

（避難所入退における物理的セキュリティ・人的セキュリティの一例）

避難所端末取扱者について守秘義務を課すなど責任の明確化/端末のぞき見防止などの囲いの設置/端末盗難を防ぐためのチェーンロック/離席時の画面ロック/端末の安全な運搬方法や管理方法の規定/取扱いデータの暗号化/マイナンバー入りデータ専用のフォルダにパスワードでロック/マイナンバーカードのカードリーダーは、避難者が自らカードをかざせば読みとれる機種を採用 など